

平成九年六月九日提出
質問第一一九号

防衛庁における外国人留学生受託教育に関する再質問主意書

提出者 家西 悟

防衛庁における外国人留学生受託教育に関する再質問主意書

平成九年六月六日、内閣衆質一四〇第二六号の答弁書において、質問事項に対する正確な答弁がなされておらず、また、明らかな答弁漏れが存在するので、以下再質問する。

一 1 シンガポール、パキスタン、インドネシアについて、民主主義国家であると政府は判断しているか
質問する。

2 また、その判断の基準ならびに理由は何か、質問する。

二 1 これら三国からの受託留学生が日本の軍事理論や技術を国際平和および彼の国民の利益のため正当
に行使していると認識しているか質問する。

2 その認識と根拠について質問する。

三 核保有国の留学生を自衛隊法百条の二の規定に基づき受託することは日本国憲法および非核三原則の理
念に反すると考えるが、どうか。質問する。

四 中国やフランスの核実験に対し、日本政府は抗議し、遺憾の意を表明しているが、このことと、核保有
国の留学生に日本の軍事技術を教授することとは矛盾しはしないか、どうか。

右質問する。